

○学生の処分に関する規程

2003年2月7日制定

2009年11月11日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、フェリス女学院大学学則（以下「学則」という。）第51条及びフェリス女学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第43条、第44条に基づき、学生に対する訓告、停学又は退学の処分を行うに際し、必要な事項を定める。

(処分の対象となる行為)

第2条 前条の処分の対象となる行為とは、次の行為を指す。

- (1) 学業において、著しい不行跡をなした場合
- (2) 大学の内外を問わず、過度の飲酒又は薬物の濫用を行い、大学の信用を傷つけた場合
- (3) 大学に「取材・出演許可願」の届なく無断で大学名を使用し、各種媒体に自己の肖像等を提示することで、大学の品位を傷つけた場合
- (4) 大学から交付された学生証及び各種証明書、広報物等の資料を本来の目的外に使用したり、改竄して使用した場合
- (5) 大学又は大学関係者、或いは他の学生又はその保証人若しくは親族の名誉・信用を公に毀損、或いは侮辱をした場合
- (6) その他前各号に準じる行為があった場合

(懲戒処分の種類及び内容)

第3条 懲戒の種類及び内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 訓告：文書及び口頭により嚴重な注意を与え、期限を定めて反省文の提出を求める。
- (2) 停学：登校を禁止する。期間は6ヶ月以下の有期または無期とする。
- (3) 退学：退学させること。この場合、原則として再び入学することを認めない。

(幹事)

第4条 この規程及び処分に関する庶務は、大学事務部各課協力のもとに、大学事務部学生課が行う。

(手続)

第5条 この処分に関する手続は、別途定めるところによる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、学生委員会の議を経て大学評議会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。